

令和5年度事業計画

はじめに

令和5年度の政府の経済見通しは、「令和5年度の経済財政運営の基本的態度」に基づき、物価高を克服しつつ、計画的に大胆な投資を官民連携で推進するなど新しい資本主義の旗印の下、我が国経済を民需主導で持続可能な成長経路に乗せるための施策を推進する。こうした取組を通じ、令和5年度の実質GDP成長率は1.5%程度、名目GDP成長率は2.1%程度と民間需要がけん引する成長が見込まれる。消費者物価（総合）については、各種政策の効果等もあり、1.7%程度の上昇率になると見込まれる。

ただし、引き続き、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスク、物価上昇や供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされている。

しかしながら、シルバー事業においては平成25年から開始された高齢者の定年制延長・継続雇用による60歳前半層の入会者の減少により、全国的にシルバー人材センターの登録会員数が下げ止まりしない実情に加え、本年10月1日施行予定のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入による対応や影響等により、事業運営の厳しさが増しています。

このような状況の中、当センターの事業は派遣業務において増加傾向にあるものの、請負・委任業務については、会員の減少等により事業の受注件数が減少しており、会員の維持拡大は重要課題であることから、今後も「会員の減少対策」「センターの認知度向上」「後継者の育成」「就業機会拡大」に関する、各種対策を講じていく必要があります。

これらの対策を強力に推進するために、令和5年度も引き続き、「総務」「地域」「事業」「女性」の4つの項目に関係する具体策をまとめ、総合的な会員の確保と事業の拡大に向けた各種事業を実施して参ります。

今年度も役職員が力を合わせ、会員の皆様の協力をいただきながら、地域の高齢者や地域社会からより必要な存在となるよう、次のとおり事業の推進に努めて参ります。

1. 総務に関係すること

(1) 事業運営体制の充実

事業の発展のため、国、県、構成市町の行政をはじめ、全国シルバー人材センター事業協会・山梨県シルバー人材センター連合会・県内の各シルバー人材センター等関係団体と連携を密にし、事業運営体制の充実を図ります。

- ① 当センターの構成市町である甲斐市・中央市・昭和町と連携を密にし、事業運営体制の充実を図ります。
- ② 会員理事連絡会議を中心とするなか、専門部会については、総務部会、事業部会、地域部会及び女性部会の各部会が連携して事業を進めます。
- ③ センター施設整備について、昨年度に引き続き情報の収集を行います。
- ④ 研修を通じ、役職員の資質の向上を図ります。
- ⑤ 財政運営基盤の充実を図るため、管理経費の節減を図るとともに、インボイス制度を始めとした運営経費の高騰等に対応するため事務費率の引上げを行い、収益の確保に努めます。
- ⑥ 平成27年度に策定した当センター10年間の中長期計画を引き続き推し進めます。
- ⑦ 国が進めるデジタル化への対応に向け、センター内部の情報共有の在り方や外部との情報発信の手法等について研究を進め、事務処理の効率化を図ります。

(2) 広報活動

センターの活動を地域住民の方々へお伝えし、センターの認知度や存在感の向上を図ります。

- ① 当センターの情報誌「生きいき」を発行し、甲斐市・中央市・昭和町にお住いの方々や、会員及び関係機関へシルバー事業の啓発を行います。

2. 地域に関係すること

(1) 普及啓発事業

シルバー事業の存在意義や現状及び仕組み等を広く周知し、地域社会への浸透を図ります。

- ① 地域班が中心となって、各地区のイベントに出店し、地域住民に

センターのPRを積極的に行います。

- ② 構成市町の広報誌、バナー広告を活用し、受注拡大や会員加入促進を図ります。
- ③ 当センター独自のホームページを活用し、ネット社会に対応したPR活動を進めます。
- ④ 新聞の折り込みチラシなどを活用し、就業開拓、会員募集を行います。
- ⑤ 地域住民と会員の交流を図るためグラウンドゴルフ大会を開催し、普及啓発を図ります。
- ⑥ 2市1町の商工会と締結した取扱業務の連携に関する協定に基き、事業者及び定年後の従業員等へ、シルバー事業の紹介を行い、会員加入促進を図ります。

(2) 相談・情報提供事業

一人ひとりがセンターの会員であるという自覚と誇りをもった体制づくりを目指し、新入会員の勧誘及び会員に対する必要な情報の提供に努め、組織の拡大と充実を図ります。

- ① 地区担当理事が中心となり、地域班長、連絡員の連携を密にし、会員との情報連絡体制の充実を図ります。
- ② 新入会員入会説明会を毎月2回（第2・第4水曜日）行い、会員の確保に努めます。
- ③ 会員が自覚と誇りをもって就業にあたるよう、会員証と会員心得や緊急時の連絡先が記入された名札の携帯の徹底を図ります。
- ④ 事務局だよりを年4回発行し、センターと正会員との間で、就業等に係る必要な情報共有を図ります。

(3) 社会参加活動事業

ボランティア活動を通じて地域社会への参加を図ります。

- ① 行政と連携しながら、地区や地域班でボランティア活動を実施します。
- ② 設立20周年事業で整備した花壇を管理します。

3. 事業に関係すること

(1) 就業機会の開拓・提供事業

多くの会員が就業できるよう多様な就業機会の確保と提供に努め

ます。

- ① 職群及び職場班を設置し、仕事の受注体制の充実と後継者の育成を図ります。
- ② 未就業会員に対し、積極的に就業機会の提供を行うとともに、就業率の向上を図ります。
- ③ 職業紹介事業を推進し、再就職の支援を行います。
- ④ 一般労働者派遣事業（シルバー派遣事業）の実施事業所として、業務拡大にも対応し、更にセンター会員の派遣事業を推進します。
- ⑤ 構成市町と締結した空家等の適正な管理の推進に関する協定に基き、巡回サービス等の提供を実施します。
- ⑥ 2市1町のふるさと納税協力事業者登録を行い、それぞれのポータルサイトを活用しセンターのPR及び就業機会の確保に努めます。

（2）技能を取得するための講習事業

会員の技能やマナー向上と新規会員の獲得を目的とした技能講習会を実施します。

- ① 後継者育成及び新規会員獲得のための技能講習を実施します。
- ② 発注者の信頼に応えられるよう、接遇講習会を実施します。

（3）安全就業推進事業

「安全は全てに優先する」を第一に、一人ひとりが自覚し事故防止に努めます。

- ① 現場リーダーを中心に、危険箇所の確認や安全作業推進及び就業内容の確認のため、作業開始前の朝礼及び作業終了時の終礼の徹底を図ります。
- ② 安全委員会と指導及び就業停止措置等検討委員会で事故を起こした会員の詳細な分析検討を行い、必要な措置を講じます。
- ③ 安全巡回を実施し、安全指導及び安全設備用具の使用の徹底に努めます。
- ④ 安全及び健康に関する各種講習会を実施します。
- ⑤ 草刈作業会員安全教育実施要綱に基づき、刈払機使用による事故防止に努めます。
- ⑥ 危険が伴う車両運転業務及び高所での作業については、就業機会提供年齢の制限に関する基準に基づく運用を実施します。
- ⑦ 安全就業基準に基づき、安全かつ安心して就業できる体制を促進

します。また、安全衛生委員会を定期的に開催し、派遣労働会員に 対しても安全かつ安心して労働できる体制を促進します。

(4) 公平・適正就業の推進事業

シルバー事業の基本である、臨時的かつ短期的な就業、または軽易な業務を再確認するとともに、就業時間の業務拡大についても検討を進め、時代に即した公平・適正な就業機会を推進します。

- ① 会員理事を中心に、就業会員の配置について公平・適正化を推進します。
- ② 就業会員配置基準に基づき、公平・適正就業及び地域の実情に即した就業会員の配置の推進を図ります。
- ③ 就業先で苦情等が発生した就業会員に対し、接遇などの指導措置を徹底します。

4. 女性に関係すること

女性会員の拡大や就業機会の開拓のため、地域社会と連携した活動を推進します。また、女性を主体とした活動をもとに全会員が協力し、活躍できる事業の場を広げていきます。

- ① 女性部を中心に女性会員の増強を図り、センター事業への積極的な協力を行います。また、女性会員の相互の情報を共有するため、情報誌「コスモス」を発行します。
- ② 家事援助サービス事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に取り組みます。
- ③ 女性を中心とした事業に取り組むための各種講習会事業を実施します。
- ④ 女性を中心としたサークル活動等の場を広げ、女性会員の登録を推進します。